

新 監 査 第 386 号
令和元年 10 月 24 日

請求人 様

新潟市監査委員 高 井 昭一郎
同 風 間 ルミ子
同 竹 内 功

新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和元年 8 月 29 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

なお、本件について、伊藤監査委員は、自治法第 199 条の 2 の規定に基づき除斥しました。

記

第 1 請求の内容

1 請求の提出日

令和元年 8 月 29 日

2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

（1）主張事実

ア 平成 30 年 10 月 23 日に東区役所で受けた法律無料相談において、担当した弁護士（以下「本件弁護士」という。）から「今日は何の件ですか。」と聞かれたため、「市民病院の対応です。」と答えたところ、本件弁護士はすぐに「私は医療関係は詳しくないので、専門の弁護士を紹介しましょうか。」「私の事務所の上司、先輩に市民病院の顧問弁護士がいる（いるかもしれない）ので受けら

れない。」と言ってきた。この行為は営業にあたることから、新潟市が新潟県弁護士会と交わしている法律無料相談業務委託契約（以下「本件契約」という。）に違反しており、この業務を所管する広聴相談課長は、本件弁護士が営業行為を行っていることを黙認している。

平成31年2月19日付けで、新潟県弁護士会所属の弁護士は、この件で「弁護士を紹介する行為自体に何ら問題ありません」と意見書で回答している。

イ 本件契約第14条では、営業行為の禁止が謳われていることから、新潟市は営業行為が行われていないことを確認しなければならないにもかかわらず、その確認を怠っている。

ウ 新潟市は、本件契約に基づき、新潟県弁護士会に対して基本となる委託料に交通費相当分を加算した委託料を支払っていることから、これは違法に新潟市から支払われている。

(2) 措置請求

新潟市が被った損害の補てんを請求するよう求める。

第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

1 同一住民による同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

住民監査請求について、自治法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと定められている。

既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、昭和62年2月20日最高裁判決では、「自治法第242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、自治法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと

解するのが相当である。」と判示しており、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、不適法な監査請求といえる。

2 本件請求についての検討

これを本件請求についてみると、請求人は、平成 31 年 2 月 4 日付けで、本件と同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求（以下「前回請求」という。）を既に行っている。

なお、本件請求において、前回請求では添付されていなかった文書が、新たな証拠資料として添付されていることから、請求人は、前回請求に基づく監査結果を不服とし、新たな証拠資料を監査委員に対し提出することによって、本件請求が前回請求とは別個の住民監査請求であると主張しているものと解されるが、当該文書は前回請求に基づく監査において、既に監査対象課より監査委員に対し提出されている文書であること、また、前述の最高裁判決では、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであつて、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたつて監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによつて監査請求が別個のものになるものではない」と判示していることから、本件請求が前回請求と別個のものということとはできない。

また、同判決では、「住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであつて、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがつて、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」とも判示している。

よつて、本件請求は、前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求であり、前回請求の監査結果が通知された後、自治法第 242 条の 2 において定める期間内に住民訴訟を提起することなく行われた本件請求は不適法な監査請求といわざるを得ない。

3 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。